



自治会だより

2008年6月号

[2号棟の現況(6月1日現在)]

居住者 263

自治会員 181

第16回定期総会が終了

5月25日(日)午前11時より開催された第16回定期総会は、出席者101名(委任状を含む:会員総数180)の参加を得、提出されたすべての議案について原案通り可決・承認されました。

また、総会終了後の懇親パーティーはビールで乾杯し、その後、参加者の自己紹介や中国人の自治会員の方も加わり、「四川大地震」の話題から東京でいつ起こるか判らない「東京直下型大地震」の備えなどについても話し合われました。

災害時要支援者について

ご本人の承諾のもとで、大地震発生時、一人では避難できない方々の名簿がこのほど当2号棟自主防災会に練馬区より手渡されました。

当2号棟には、20名の方が登録されております。今後、民生委員の方とも協力し、災害時に対応させていただきます。

てんぷら油の回収のスケジュール

使用済みの植物性油(廃油)や使用期限の切れた植物性油の回収を、以下の日程で行います(ラード等の動物性油やエンジン・オイルなどの鉱物性油は不可)。

回収場所はお隣の「光が丘地区区民館」です。ペットボトル等の容器に入れ、用意されたコンテナにそのままお出しください。

- 回収日時
6月21日、7月19日、8月16日
10月18日、11月15日、12月20日
1月17日、2月21日、3月21日
※時間はいずれも午前9時から正午まで
- 回収場所
光が丘地区区民館



自転車の通行ルールが変わります

道路交通法が6月19日に改正施行され、自転車の交通ルールが大幅に変わります。違反者は罰金または懲役刑を科せられることもありますので、下記の改正点をよくお読みになり、安全に十分留意してご乗車ください。

- (1) 歩道を通行できるのは、道路標識で指定されている区間のみで原則は車道の左側を通行。(児童・学童を除く) 違反者は、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金。
- (2) 児童・幼児を自転車に乗せる場合は、ヘルメット着用を義務化。
- (3) 飲酒運転の禁止。違反者は100万円以下の罰金または5年以下の懲役。
- (4) 二人乗りの禁止(ただし、設備を施された自転車に6歳以下の幼児を一人乗せる場合は除く)。並進の禁止。違反者は2万円以下の罰金または料料。
- (5) 夜間の無灯火運転の禁止。違反者は5万円以下の罰金。
- (6) 信号無視・一時停止違反。違反者は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金。
- (7) 後部座席のシートベルト着用義務。75歳以上の高齢者は「もみじマーク」を義務化。反則切符の対象に。

ふとん叩きは「百害あって一理なし」

昨年夏に「自治会便り」で一度ご案内しましたが、その後、転入されて来た方も多くなり、最近またベランダでのふとん叩きが目立つようになりましたので、再度お願いとご案内をさせていただきます。

ふとんを叩く音は、上下階やお隣の方への迷惑行為です(苦情が多数寄せられています)。叩いても単にほこりを周囲にまき散らせているだけであり、ダニなどの害虫は死にません。掃除機で吸い取ることが最も効果がありますので、ぜひお試しください。

なお、習慣でどうしてもふとんは干したい方は、叩くことは控え、干したふとんがベランダから下の階に垂れ下がっていないかどうか、必ず確認してください。

「ごみの分別」にさらなるご協力を！

ほんの一握りの方ですが、不燃ごみ用の黄色いコンテナに「生ごみ」を入れたり、プラスチック専用のコンテナに、ビン・缶・ペットボトル・生ごみなどを入れたりする人が後を絶ちません。それらはすべて、掃除の方々が分別し直しています。そのため、本来の仕事が思うようにできず、日によっては分別に1時間以上もかかってしまっています。

「ごみの分別」は、団地生活の基本的なルールです。気持ちのよい団地にするためにも、ごみ出しのルールをきちんと守るよう、ご協力をお願いします。